

令和3年度 沼田市立沼田東中学校「いじめ防止基本方針」

1 学校いじめ防止基本方針といじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

【学校教育目標】

- 「敬愛」…個性を尊重し合い、共に個性を生かし合って学ぶ
- 「誠実」…感謝と真心をもって実践する

【目指す生徒像】

- 「自発」…自ら学び続け、考え、鍛える生徒
- 「責任」…責任もてる判断、行動をする生徒
- 「協力」…知恵と勇気を集め、課題を解決する生徒
- 「礼儀」…互いに気持ちのよい生活を求め、実践する生徒

(定義)

「いじめ」とは、「生徒が一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、すべての生徒が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、
スクールカウンセラー、(必要に応じて他の教員を加える)
PTA本部役員 等

<組織の主な役割>

- ①いじめの未然防止から対応に至るまでの指導に関すること
- ②いじめ防止に向けた職員の資質能力向上のための校内研修に関すること
- ③年間計画に位置づけられて行われる取組の企画・実施や有効性の検証
- ④「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は「いじめ対策委員会」を緊急開催する。
年3回は、いじめ防止等のための対策について共通理解をはかる。

2 未然防止にむけた取組

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが、最も有効な対策となる。生徒一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくために、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) 「わかる」授業づくり～すべての生徒が参加・活躍できる授業の実現～
 - ・生徒指導の3つの機能（「自己有用感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」）を生かした授業づくりに努める。
 - ・TT や少人数授業などを利用し、一人一人の生徒にきめ細かな指導が行き届くように配慮する。
 - ・対話的な学びの充実を図り、グループや学級での集団の中ですべての生徒が積極的に参加する授業づくりを推進していく。
- (2) 学習規律の徹底
 - ・学習準備を確実にし、チャイムで授業がスタートできるように徹底させる。
 - ・授業中は正しい姿勢をとり、あいさつや返事、話の聞き方や発表の仕方などがしっかりできるように指導する。
 - ・宿題や提出物を確実に出せるようにする。
- (3) 学習集団づくり
 - ・話し合い活動や学級活動、道徳授業の充実を図る。
 - ・一人一人の意見を大切にし、安心して発言できる雰囲気や絆づくりを行う。
- (4) 生徒会活動の充実
 - ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、本校においては、令和3年度の生徒会スローガン「礼輪」を掲げ、いじめ防止に向け、学校全体として統一した取組を進める。
 - ・令和2年度の生徒会による「いじめ防止年間活動計画」をさらに改善し、生徒会がいじめ防止に向けて主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。
- (5) 環境づくり
 - ・一人一人の生徒が、学級に所属感をもてるような掲示物を工夫する。
 - ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」や「いじめ防止ポスター」を掲示する。
 - ・学校行事や生徒会活動等で、生徒が活躍した様子を各種たよりに掲示する。
- (6) 道徳教育・人権教育の推進
 - ・規範意識、友情、思いやり、公正公平など、さまざまな道徳的価値について、じっくりと考え、考えを深められるような「道徳の時間」を充実させる。
 - ・「道徳の時間」を核として、全教育活動を通して生徒の道徳性を育む。
 - ・学年、学級経営をもとに、お互いのよさや違いを認め合える指導を充実させる。
 - ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (7) 自然体験、交流体験、社会体験の充実
 - ・「命の大切さを実感させる」「他人を思いやる心を育てる」など3年間を見通して体系的・計画的に実施する。
 - ・学校行事や生徒会活動などを計画的に展開し、他学年との交流やリーダーシップを意識させたり、役割分担の重要性に気づかせたりする。
- (8) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - ・情報モラル教育の計画的な推進、及び生徒・保護者に対して注意を喚起していく。
 - ・PTA 行事や学年保護者会などで、保護者に対して十分な啓発を行い、家庭での指導を促す。
- (9) 学校間の連携や他機関の協力体制の整備
 - ・小中連貫各部会での情報交換を綿密に行う。
 - ・健全育成講話（7月15日実施）を行うなど、沼田警察との連携を図っていく。
- (10) 教育部活の推進
 - ・「心＝道徳性」の面を、より重視した道徳的実践の場としての部活動を推進する。

3 早期発見にむけた取組

- (1) 生徒の声に耳を傾け、変化を見逃さない。

早期発見の基本は、生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有することである。そのためは、教師がこれまで以上に意識的に生徒の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な面談やいじめアンケートを実施し、複数の教師が結果を分析し、いじめの早期発見に努める。

- ・朝・帰りの会、授業中や休み時間等の観察
出席をとるときの声や表情、健康観察、授業中や休み時間、保健室等での様子 等
- ・スクールカウンセラーによる教育相談の実施

月1回（スクールカウンセラー来校時）実施する。

- ・「生活悩み調査」の実施（複数の目でチェック）

毎月、月末に「いきいき生活チェック」とともに実施し、気になる事項に関しては速やかに対応するとともに、家庭訪問や三者相談での保護者との面談に活用する。

- ・生活ノート・学級日記

生活ノートや学級日記などから交友関係の実態や悩みを把握する。

(2) 生徒の行動を注視する

- ・生徒の気になる変化や行為について職員間の情報を共有する。
- ・挨拶や返事、言葉遣いや表情の変化を見逃さない。
- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

- ・学年保護者会等において、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。
- ・いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えには耳を傾ける。

4 早期解消にむけた取組

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長の指示のもと「いじめ防止推進委員会」が中心となり、「沼田市いじめ問題対策マニュアル（平成23年3月）」を参考にしながら迅速に対応し、事実確認、被害生徒のケア、加害生徒の指導等、問題の解消までを行う。

(2) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ対策委員会」を開き、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ①いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対処を図る。

- ①重大事態が発生した旨を、沼田市教育委員会に速やかに報告する。
- ②沼田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケートや聞き取り）を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤法を犯す行為が認められるときには、沼田市教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

6 いじめ防止に関する年間計画

5月	<ul style="list-style-type: none"> ●「いじめ意識アンケート①」の実施・活用 <ul style="list-style-type: none"> ①各学級でアンケートを実施し、学級委員の生徒がアンケートを集計する。 ②その結果を基に、いじめについて学級で話し合い、学級としての取組を決定する。 ③生徒会本部が全校分のアンケートと各学級の取組を集計し、学校としての課題を考え、活動方針を決定する。 ④生徒集会において、アンケートの集計結果、各学級の取組や課題、生徒会としての活動方針を全校生徒に発表する。 ●いじめ防止月間の「のぼり旗」の設置 ●「C&S」を実施し、学級内の人間関係や雰囲気を客観的調査によって把握する。(年2～3回実施予定) ●「校内球技大会」を通して、学級内の団結心を醸成し、人間関係づくりを促進する。 	<p>○「いじめ意識アンケート」を作成したり、集計したりする中で、生徒にいじめ問題は自分たちの問題であることを意識させる。</p> <p>○客観的データを活用し、学級の雰囲気や自己肯定感等を把握し、生徒指導や学級経営に生かす。</p>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ●「いじめ防止スローガン」の募集・決定 <ul style="list-style-type: none"> ①各学級において、いじめ防止スローガンを話し合う。 ②学級委員が、生徒会本部に報告 ③生徒会本部がいじめ防止スローガンを決定し、校内に掲示し、啓発活動を行う。 	<p>○「いじめ防止スローガン」を作成し、校内に掲示したり、啓発活動を行ったりすることで、いじめは許さないという学校の雰囲気をつくる。</p>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ●「いじめ防止フォーラム」でのピアサポート体験、班別協議 <ul style="list-style-type: none"> ・本部役員1名が参加する。 ・グループエンカウンター、傾聴訓練等を通じた人間関係作りについて学習する。 ・班別協議において「いじめについて考える」をテーマに、各学校で実施したアンケートの結果等を基に話し合う。 ●「いじめ防止フォーラム」の成果を全校生徒に報告する。 	<p>○「いじめ防止フォーラム」に参加した生徒が、全校生徒に成果を報告し、学校内における取組を意識づける。</p>
8月	<ul style="list-style-type: none"> ●本部役員を中心に「いじめ防止サミット」への準備と参加 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ●「いじめ防止サミット」で採択された「いじめ防止宣言」を全校生徒に紹介 ●運動会に向けた生徒会の取組 <ul style="list-style-type: none"> ①学級ごとに選手選考と、学級での取組を話し合う。 ②学級で全員が自主的に運動会練習を行う。 ●いじめ防止ポスター応募の呼びかけ。 	<p>○学級対抗行事である「運動会」へ向けた取組を学級内で話し合うことで、学級に所属する満足感、達成感、成就感を味わわせ、よりよい人間関係づくりを促進する。</p>
10月	<ul style="list-style-type: none"> ●文化発表会への生徒会の関わり <ul style="list-style-type: none"> ①文化発表会へ向けたスローガンを学級活動で話し合う。 ②生徒会でスローガンを決定する。 ●いじめ防止宣言リーフレットの配布 	<p>○学級対抗行事である「合唱コンクール」への練習の中で、生徒がお互いのよさを認め合う学級・学校の雰囲気づくりを進める。</p>
11月	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ふれあい学習の企画・運営（文化発表会） <ul style="list-style-type: none"> ・文化発表会に地域の方を学校に招き、交流する。 ●学級活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①各学級の課題について話し合い活動を行う。 ②各学級で出された意見や決定事項を生徒会がまとめ、全校生徒や家庭地域に紹介する。 	<p>○学級内において、いじめ防止に関する取組や学級内の人間関係を話し合うことで、よりよい学校生活を送るための今後の活動に生かす。</p>
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●人権集会（人権週間） <ul style="list-style-type: none"> ①いじめに関する人権ビデオを視聴し、その感想を書く。 ②人権標語の作成。 ③人権作文と標語の発表と掲示。 ●あいさつ運動 <ul style="list-style-type: none"> ・のぼり旗を活用し、全校であいさつ運動を実施する。 ●「いじめ意識アンケート②」の実施・考察 <ul style="list-style-type: none"> ・1回目との比較をし、年間の実践を評価する。 	<p>○人権週間での学校全体の取組をもとに、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気づくりを行う。</p> <p>○生徒のこれまでの取組やいじめ意識アンケートから、「いじめ防止に有効であったか」等を振り返り、来年度の取組について考えられるようにする。</p>
1月	<ul style="list-style-type: none"> ●「沼田市いじめ防止子ども会議」参加に向けた活動報告書の作成 <ul style="list-style-type: none"> ①アンケート結果からの気づき、 ②自分たちでできることの考え、 ③学校で取り組んだ行動、 ④行動の成果と課題をまとめる。 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ●実践発表、意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ①学校の取組である「活動報告書」を代表生徒（2名）が発表する。 ②班別協議に参加し、他校の取組についてよさを認めたり、感想を発表したりする。 ●他校のよい取組を本部役員会で報告する。 	<p>○他校の取組のよい点を、自分たちの学校の主体的な取組に生かせるようにする。</p>
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒会によるいじめ防止活動についての振り返り ●学校基本方針の見直しと来年度へ向けての検討 	<p>○今年度の取組についての検証と、来年度に向けた方針について検討する。</p>